

審 査 基 準 整 理 票

処分名	景観協定の変更の認可		
根拠法令名	景観法（平成16年法律第110号）	（条項）第84条第1項	
基準法令名	景観法	（条項）第84条第2項において準用する第83条第1項	
所管部署	都市計画部 都市計画課		
標準処理期間	14 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>景観法第84条第2項において準用する第83条第1項各号のいずれにも該当することを基準とする。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>（景観協定の変更）</p> <p>第八十四条 景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p> <p>[基準法令]</p> <p>（景観協定の認可）</p> <p>第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>三 第八十一条第二項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2、3 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。